

他市区町村の被保険者が本市の地域密着型通所介護事業所を利用する場合について

(1) 原則の取扱い

- 原則として他市区町村の被保険者は利用することができません。ただし、平成28年3月31日以前から当該事業所を利用している場合、次の指定更新までは「みなし指定」として地域密着型サービスを利用可能です。

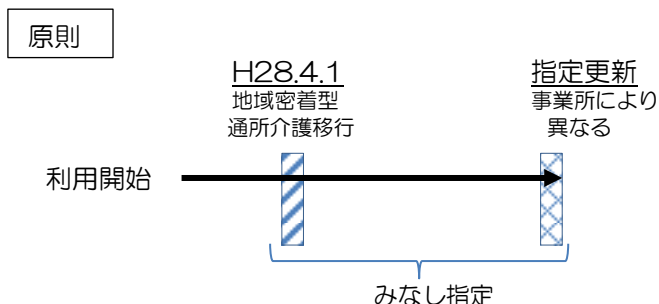


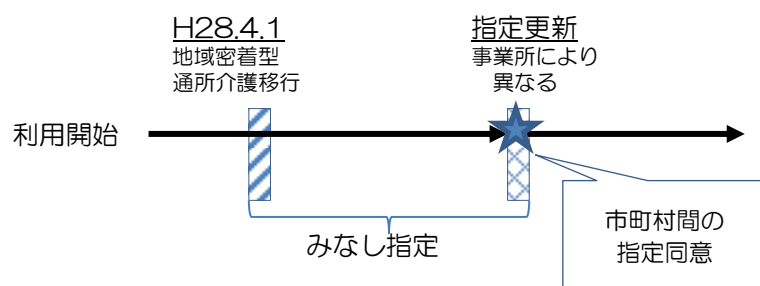
図1 他市区町村の被保険者が本市の地域密着型通所介護事業所を利用する場合の原則

(2) 種々事例における取扱い

■事例①：みなし指定期間終了後の取扱い

- 以前の通所介護事業所の指定有効期間が当該みなし指定の有効期間となり、有効期間満了後も引き続き他市区町村の方が利用する場合は、市町村間の指定同意の手続きが必要となりますので、ご注意ください。
- 指定同意の手続きについては、事前に当該他市区町村までお問い合わせください。

事例①：みなし指定期間終了後の取扱い



■事例②：平成 28 年 4 月 1 日以降に利用を開始する利用者の場合

- 平成 28 年 4 月 1 日以降の仙台市外の方の利用については、やむを得ない事情を除き、原則、同意を行いません。
- 平成 28 年 3 月 31 日以前に利用契約があり、入院等により利用を中止していた方については、みなし指定の対象となるため、地域密着型サービスを利用可能です。

事例②：H28.4.1 以降に利用開始の場合

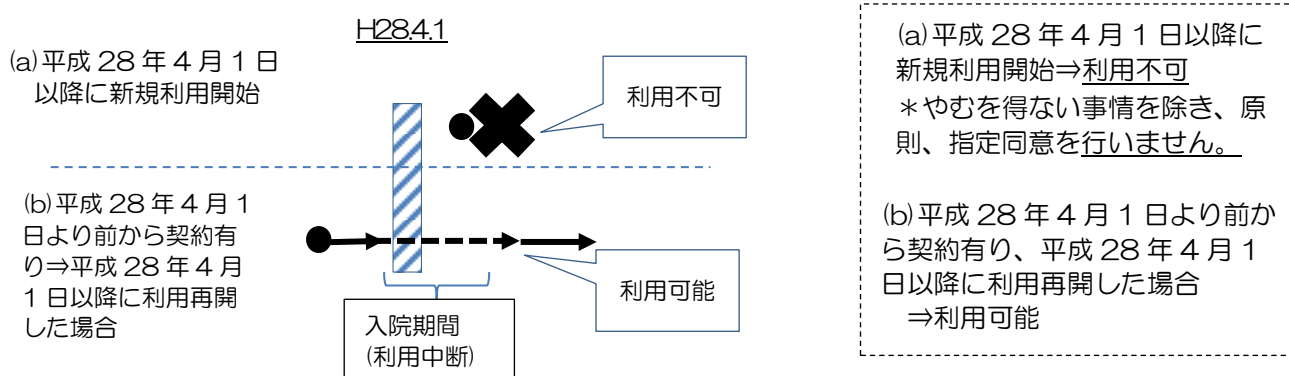


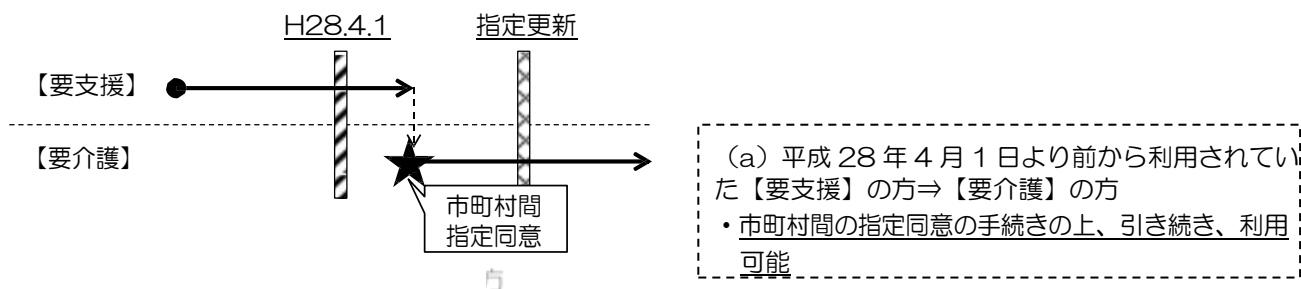
図 3 事例②：H28.4.1 以降に利用を開始する利用者の場合

■事例③：要介護区分が変更になる場合

- 【要支援】の方⇒【要介護】の方の場合、平成 28 年 3 月 31 日以前から利用している方に対しては、利用についての同意を行います。
- 平成 28 年 4 月 1 日以降から旧介護予防地域密着型通所介護事業所(第 1 号通所介護事業所)として該当事業所を利用開始した方については、要支援認定の段階では利用が可能※ですが、要支援から要介護に区分が変更となった場合は、当該施設を利用できなくなります。事前に利用者及び家族に説明の上、ご了承をいただいてから利用を開始してください。

事例③：要介護区分が変更になる場合

(a) 【要支援】の方⇒【要介護】の方(H28.3.31 までに利用を開始した方の場合)



※住民票がある市区町村から第 1 号通所事業の事業所指定を受けていることが前提となりますので、予め御承知ください。

(b) 【要支援】の方⇒【要介護】の方(H28年4月1日以降に利用を開始した場合)

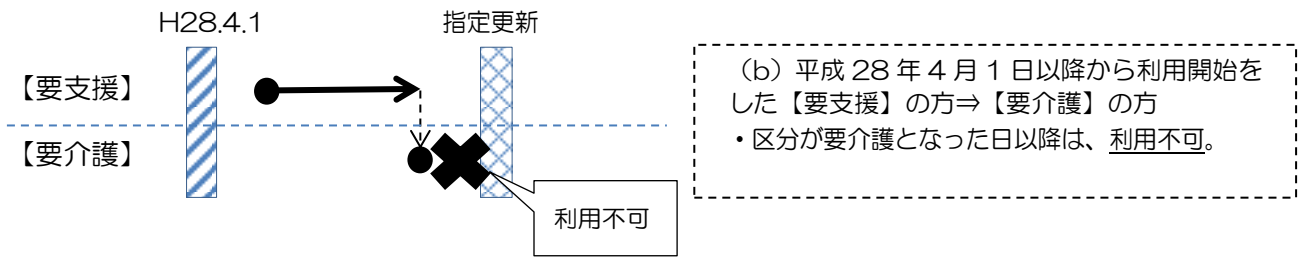


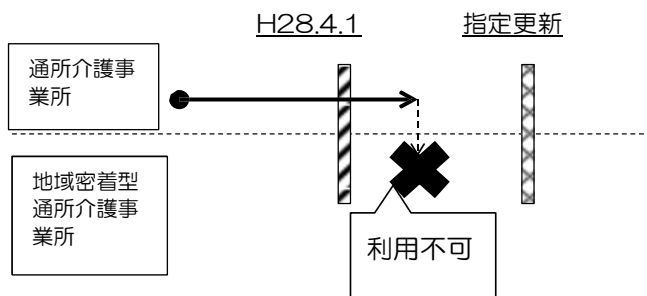
図 4 事例③：要介護区分が変更になる場合

■事例④：事業所の事業形態が変更になる場合

- 通所介護事業所⇒地域密着型通所介護事業所の場合、他市区町村の方に対しては、やむを得ない事情がある場合を除き、原則、利用についての同意を行いません。
よって、通所介護事業所⇒地域密着型通所介護事業所に変更する場合は、他市区町村の方に対する措置（他施設への引き継ぎ等）について、ご配慮くださいますようお願いいたします。
- * (a)通所介護事業所⇒地域密着型通所介護事業所、(b)地域密着型通所介護事業所⇒通所介護事業所への事業形態の変更については、いずれの場合も事業所番号が変更になるため、廃止・新規の手続きが必要ですので、事前に介護事業支援課までお問い合わせください。

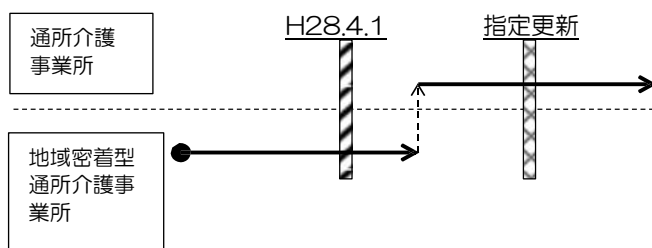
事例④：事業所の事業形態が変更になる場合

(a)通所介護事業所⇒地域密着型通所介護事業所



(a)通所介護事業所⇒地域密着型通所介護事業所
利用不可
※やむを得ない事情がある場合を除き、原則指定同意を行いません。

(b)地域密着型通所介護事業所⇒通所介護事業所



(b)地域密着型通所介護事業所⇒通所介護事業所
利用可能

図 5 事例④：事業所の事業形態が変更になる場合